神奈川県立図書館新棟（仮称）内売店運営事業者募集要項

１　目的

神奈川県立図書館は、「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方」（平成 28 年 10 月神奈川県教育委員会策定）に基づき、「価値を創造する図書館」として、新棟（仮称）（以下「図書館」という。）を整備し、令和４年９月にオープンします。

館内に売店を設けることから、売店を運営していただける事業者（以下「運営事業者」という。）を募集し、選定します。

２　図書館の概要

所在地	横浜市西区紅葉ケ丘 44
敷地面積	1,908.07 平方メートル
延床面積	3,697.64 平方メートル
階数	地上４階
竣工	令和４年３月下旬（予定）
開館時間	・火曜日から金曜日　　午前９時から午後７時まで ・土曜日・日曜日・祝休日　午前９時から午後５時まで
休館日	・月曜日（ただし、祝日、休日にあたるときは開館） ・毎月第２木曜日（ただし、祝日、休日にあたるときは翌金曜日） ・年末年始（12/29～1/4） ・資料総点検期間（例年４月に１週間程度）

３　売店の概要

(1)　場所　　図書館１階　（別紙１「新棟平面図」参照）

(2)　面積（内法）　15.69 平方メートル（厨房、陳列棚等を含む）

(3)　飲食スペース　売店隣、２階の一部及び３階・４階テラス（別紙１「新棟平面図」参照）

(4)　設備　　別紙２「無償貸与設備等一覧」に掲載のものは無償貸与する予定（一部、現在入札中）です。なお、厨房内は電気及び水道の使用が可能です。ガス調理機器は使用できません。

４　運営の条件

(1)　営業日、営業時間

ア　営業日

原則、開館日は営業日とし、休館日は休業日になります。このほか、開館日であっても天候等により、臨時休館とし、営業できない場合があります。

イ　営業時間

原則、開館時間内とします。火曜日から金曜日は午前９時から午後７時、土曜日・日曜日・祝休日は午前９時から午後５時の範囲で、希望する営業時間を提案書に記載して

ください。

なお、準備のための入退館は原則として午前８時から午後７時までとし、これを過ぎる場合は事前に県の了解を得てください。

⑵　販売品目

ア　取扱商品は、テイクアウト可能な飲み物（蓋付き）及び軽食としますが、酒類の提供はできません。

イ　軽食については、湯煎や温めによる提供を基本とし、厨房を使用する場合は、喫茶・軽食の範囲を逸脱しないものとします。

ウ　売店・飲食スペース以外の館内に影響を与えるような、匂いが強い商品は原則不可とします。

エ　図書館からの要望を踏まえたオリジナルグッズの制作・販売及び文房具等の一般商品を販売してください。具体的な品目については、県と協議を行い、決定することとします。

なお、制作費、在庫管理、売上金等の収益は全て運営事業者の負担・帰属になります。

⑶　商品の仕入れ及び管理

ア　仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品の瑕疵については、運営事業者が全ての責任を負うものとします。

イ　商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品については、適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守してください。

⑷　廃棄物の処理・清掃

ア　厨房・専用部分で生じた廃棄物の処理については、運営事業者の責任において行うものとし、処理費用も運営事業者の負担としますが、詳細は別途協議の上で決定することとします。

イ　販売した飲料の飲み残しに関する回収器の設置や、その回収・廃棄は運営事業者が行うこととしますが、詳細は別途協議の上で決定することとします。

なお、販売商品の包装等の廃棄物に関するごみ箱の設置や、その回収・廃棄は県が行います。

ウ　厨房・専用部分の日常・定期清掃や害虫駆除は、運営事業者の負担で行うこととします。

⑸　使用許可条件

ア　使用許可の方法

神奈川県による「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４第７項に基づく教育財産の使用許可とします。

イ　使用許可期間

開店に必要な工事等の開始日から令和５年３月 31 日までとし、以降、１年ごとに更新手続きが必要です。（更新にあたっては、改めて審査します。）

ウ　使用料

神奈川県の「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」（昭和 39 年神奈川県条例第 79 号）等に基づき算定した使用料を、年度ごとに一括納付していただきます。

令和４年度は、例えば、使用許可期間が９月１日から翌年３月 31 日までとなった場合、約 40 万円となります。（使用料は、今後、建物価格の変動に伴い、改定することがあります。令和５年度は１年間で約 68 万円の予定です。）

なお、周辺市場と比較して、提供予定価格が廉価に設定されている場合には、使用料の減額対象となる可能性があります。

⑹　経費の負担

ア　施設内設備等

別紙２「無償貸与設備等一覧」に掲載の厨房設備等の保守や修理は運営事業者の費用負担となります。その他営業に必要な設備、調度備品類等の調達、店舗内改修、修繕、模様替え等の原形を変更する費用は運営事業者が負担するものとし、事前に県の承認を得るものとします。

イ　その他

前記アのほか、使用した光熱水費（電気料、水道料）、売店運営に係る従業員人件費、原材料費、設備及び備品類等の維持・修繕費、厨房・専用部分の清掃代・ゴミ処理費、通信費など、店舗の運営に係る一切の経費（ただし、床、壁、天井、照明設備や空調設備等の図書館の建築に付随する設備に関する維持管理費用は除く。）は運営事業者の負担とします。

なお、光熱水費は、県が施設全体で供給運営事業者と契約を行い、売店で使用した電気、水道の料金は子メーターから算出した使用料金を請求させていただきます。

⑺　営業に伴う関係法令上の手続き

官公庁への申請・届出、その他店舗の営業に関して必要な手続きは、全て運営事業者の責任において行うものとします。

⑻　看板等の表示・掲出

店舗内外を問わず、貼り紙、看板等の表示・掲出は、事前に県と協議の上、決定することとします。

⑼　定期報告

運営事業者は、毎月の総売上額と店舗の利用者数を県に報告してください。

５　応募資格

⑴　申込時点で売店又は売店と類似した店舗の経営・営業実績があり、図書館からの要望を踏まえたオリジナルグッズの制作・販売及び文房具等の一般商品を販売できる法人又は個人であること。

⑵　税金の滞納がないこと。

⑶　次の事項に該当するものは応募することができません。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体等

ウ　暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者を役員に含む団体等

６　応募の手続き

(1)　スケジュール

	内　容	日　程
ア	応募書式の公開	令和４年２月 18 日（金）
イ	質問事項の受付	令和４年２月 18 日（金）から同月 27 日（日）まで
ウ	応募書類の受付	令和４年２月 18 日（金）から３月 15 日（火）まで
エ	審査会	令和４年３月 22 日（火）（予定）
オ	選定結果通知	令和４年３月下旬
カ	営業開始	令和４年９月（予定）　※図書館オープン日

(2)　手続きについて

ア　応募書式の公開

県立の図書館のホームページに応募書式を掲載しますので、ダウンロードしてご利用ください。https://www.klnet.pref.kanagawa.jp/yokohama/new-info/2022/02/post-13.html

イ　質問事項の受付

受付期間	令和４年２月 18 日（金）から同月 27 日（日）まで
質問方法	県立の図書館ホームページの「質問フォーム」から必要事項を入力し、所定の様式（質問書）を添付の上、送信してください。
回答方法	いただいた質問とその回答は、令和４年３月６日（日）までに県立の図書館のホームページにて公表します。

ウ　応募書類の受付

受付期間	令和４年２月 18 日（金）から３月 15 日（火）まで
提出方法	・県立の図書館ホームページの「応募フォーム」から必要事項を入力し、提出書類を添付の上、送信してください。なお、審査会当日にその原本を１部持参してください。 ・そのほか、郵送による応募も受け付けます。郵送希望者は次の提出先に提出書類を１部（原本）郵送してください（期日までに必着）。 【提出先】 〒220-8585　横浜市西区紅葉ケ丘９－２ 神奈川県立図書館　管理課 ※「売店応募書類在中」と朱記してください。郵送された書類は返却しません。
提出書類	【法人の場合】 ア　応募申込書（様式１） イ　役員等氏名一覧表（様式１　別紙） ウ　類似事業実績書（様式２）

	エ　企画提案書（様式３～様式７） オ　会社概要（様式は任意） カ　登記全部事項証明書（発行日から３ヶ月以内のもの） キ　地方税の納税証明書原本（最新のもの） ク　直近３か年分の財務諸表（貸借対照表、損益通算書） ケ　営業に関する資格、免許等の写し ※現在運営していることがわかるものを提出してください。 【個人の場合】 ア　応募申込書（様式１） イ　類似事業実績書（様式２） ウ　企画提案書（様式３～７） エ　責任者の略歴（様式は任意） オ　住民票の写し（本籍、続柄、マイナンバーの記載がないもので発行日から３ヶ月以内のもの） カ　地方税の納税証明書原本（最新のもの） キ　直近３か年分の所得税確定申告書の写し（税務署受付印のあるもの） ク　営業に関する資格、免許等の写し ※現在運営していることがわかるものを提出してください。
備考	・受付期間終了後の応募書類の変更、差替えは受け付けません。 ・必要に応じて、追加で書類の提出を求めることがあります。

エ　審査会（プレゼンテーション・ヒアリング）

実施日	令和４年３月 22 日（火）（予定）
場所	神奈川県立図書館（横浜市西区紅葉ケ丘９－２）
実施方法	詳細は応募書類提出者に個別に連絡します。

オ　選定結果通知

通知日	令和４年３月下旬
実施方法	審査会参加者全員に選定結果を電子メールで通知します。

7　選定方法

(1)　審査会

ア　応募書類提出者は審査会に参加していただきます。下記(2)審査基準に基づき、審査会による審査を行い、審査委員の合計得点の平均点が最も高い提案を選定します。ただし、最高点の提案が複数ある場合は、審査委員が協議のうえ決定します。

イ　審査において、審査委員の合計得点の平均点が 50 点未満の場合は、順位の如何に関わらず失格となります。

ウ　審査は、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにより行います。

エ　審査会開催日は、令和４年３月22日（火）を予定しています。詳細は、決定次第、様

式１に記載の連絡先に連絡します。

オ　プレゼンテーション方法は、特に定めはありませんが、企画提案書の内容に沿って説明をしていただき、その後、審査委員からのヒアリングを行います。

なお、企画提案書以外の資料を配付することは不可とします。

(2)　審査基準

審査項目			審査の着眼点	配点(点)	
運営体制	(1)	事業実績	類似した事業の実績があるか	40	5
	(2)	運営方針等	・売店の運営者として、公共施設への出店をどのように捉えているか ・利用者目線に配慮した運営計画（営業日や営業時間など）となっているか		10
	(3)	従業員の配置体制	・従業員の配置体制は適切か ・従業員の教育・訓練方針が整備されているか		10
	(4)	安全管理・食品衛生	運営上の安全管理、食品衛生及び事故防止体制が整備されているか		10
	(5)	クレーム・要望等への対応	利用者からのクレームや要望に対し、適切に対応できる体制となっているか		5
サービス	(6)	販売予定品目	・利用者にとって適切な商品の種類や価格であるか ・物品調達、物品の安定した仕入れに対する体制となっているか ・オリジナルグッズの制作・販売や文房具等の一般商品の販売実績があるか	35	20
	(7)	決済手段	キャッシュレス導入による利便性を提供できるか		5
	(8)	環境への配慮	当該店舗におけるかながわプラごみゼロ宣言への取組（プラごみゼロ達成に向けた手法）や環境に配慮した取組みが十分か		10
収支計画	(9)	今後３か年の収支計画	当該店舗における安定した経営が見込める収支計画であるか	15	15
その他	(10)	アピールポイント	競合優位性、アイデア等、アピールできる事項が認められるか。	10	10
			合計	100	

(3)　審査結果の通知

審査会の参加者全員に電子メールで通知します。また、県立の図書館のホームページにおいて、選定された運営事業者名のみを公表します。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けません。

８　留意事項

(1)　応募費用の負担

応募に要する経費はすべて事業者の負担となります。

(2)　選定の取消し

次の場合には、運営事業者の選定を取り消すものとします。

ア　正当な理由なくして、指定する期日までに教育財産使用許可申請の手続きを行なわなかったとき。

イ　提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ　運営事業者の選定から教育財産使用許可申請までの間に、運営事業者の資金事情等により確実な運営が履行できないと判断したとき。

エ　著しく社会的信用を損なう行為等により運営事業者としてふさわしくないと県が判断したとき。

なお、選定を取り消した場合、他の応募者の中から総合的に審査し、改めて選定します。

(3)　転貸等の禁止

使用許可場所の他者への転貸や担保に供すること、営業の委託、名義貸し等をすることはできません。

(4)　原状回復

ア　使用許可を受けた期間が満了するときは満了日までに、使用許可が取り消されたときは別途指定する期日までに、運営事業者の負担により使用許可場所を現状に回復し、返還してください。

イ　運営事業者が、前記アの期日までに原状回復の義務を履行しないときは、県が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを運営事業者に請求することができるものとします。

なお、使用料は、県が使用許可場所の原状回復を確認し、廃止届を受理する時点まで発生します。

(5)　その他

本募集要項に定めのない事項については、県と協議のうえ、これを定めることとします。

９　問合せ先等

担　当　神奈川県立図書館　管理課

所在地　〒220-8585　横浜市西区紅葉ケ丘９－２

電　話　045-263-5900（月曜日は休館日のため、つながりません）

参　考　入館者数及び開館日数

年度	入館者数	開館日数
平成 30 年度	142,708 人	297 日
令和元年度	143,349 人	299 日
令和２年度	75,040 人	258 日